

教 義 第 9 9 4 号  
子 ども 第 1 4 4 0 号  
平 成 2 3 年 1 0 月 7 日

各 教 育 局 長 様  
各総合振興局（振興局）保健環境部保健福祉室長

教育庁学校教育局義務教育課地域支援担当課長  
保 健 福 祉 部 子 ども 未 来 推 進 局 参 事

北海道放課後子どもプラン実施方針の一部改正について  
このことについて、次のとおり改正しましたので通知します。  
については、各教育局から管内の市町村及び市町村教育委員会に周知願います。

記

1 改正内容

改正後	改正前
<p>Ⅱ 推進体制の整備</p> <p>1 道の体制及び役割等</p> <p>道は、市町村と連携・協力し、事業計画に基づく取組が円滑に実施されるよう、以下の支援を行う。</p> <p>(1) 推進委員会の設置</p> <p>(略)</p>	<p>Ⅱ 推進体制の整備</p> <p>1 道の体制及び役割等</p> <p>道は、市町村と連携・協力し、事業計画に基づく取組が円滑に実施されるよう、以下の支援を行う。</p> <p>(1) <u>北海道放課後子どもプラン推進委員会</u>の設置</p> <p>行政関係者(教育委員会及び保健福祉部局)、学校関係者、社会教育関係者(P T Aや青少年関係団体等の代表)、保健福祉関係者、学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、放課後対策事業の実施方針、安全管理方策及び広報活動方策の策定、指導者研修会の企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等、子どもたちの放課後対策の総合的な在り方を市町村とも連携して検討する。</p>

2 改正後の実施方針

別添のとおり。

( 地域支援グループ 電話:6-210-35-768 )  
( 子育て支援グループ 電話:6-210-25-768 )

# 北海道放課後子どもプラン実施方針

平成20年12月  
北海道  
北海道教育委員会

一部改正：平成23年10月7日

## I 基本的な考え方

### 1 趣旨

北海道の次代を担う子どもたちの安全で健やかな居場所づくりのための「放課後子ども教室推進事業」（以下「放課後子ども教室」という。）及び「放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）を連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）について、北海道及び北海道教育委員会（以下「道」という。）並びに市町村及び市町村教育委員会における体制づくりと役割等を明確にするとともに、道が事業の実施に当たっての基本的な考え方を示すことにより、本事業の効果的な推進を図る。

### 2 実施主体

放課後子どもプランの事業計画の策定主体は市町村とし、同計画に基づく放課後対策事業の実施主体は市町村（市町村から委託又は補助された団体を含む）とする。

## II 推進体制の整備

### 1 道の体制及び役割等

道は、市町村と連携・協力し、事業計画に基づく取組が円滑に実施されるよう、以下の支援を行う。

#### （1）推進委員会の設置

行政関係者（教育委員会及び保健福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者（PTAや青少年関係団体等の代表）、保健福祉関係者、学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、放課後対策事業の実施方針、安全管理方策及び広報活動方策の策定、指導者研修会の企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等、子どもたちの放課後対策の総合的な在り方を市町村とも連携して検討する。

#### （2）指導者研修会の開催

道内の各市町村が実施する放課後対策事業に関わる担当者、放課後子ども推進事業に関わるコーディネーター・安全管理員・学習アドバイザー、放課後児童健全育成事業に関わる指導員等の資質向上や情報交換・情報共有を図るための指導者研修会を開催する。

### 2 市町村の体制及び役割等

各市町村は、教育委員会と保健福祉部局が連携を図り、放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保に努める。

#### （1）事業計画の策定

教育委員会と保健福祉部局の具体的な連携方策や「放課後子どもプラン推進事業」の小学校区単位の実施計画等を盛り込んだ事業計画の策定に努める。

## (2) 運営委員会の設置

教育委員会と保健福祉部局が連携を図り、放課後子ども教室や放課後児童クラブ関係者、行政関係者（教育委員会及び保健福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者、保健福祉関係者、PTA関係者、地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、事業計画、安全管理方策及び広報活動方策の策定、ボランティア等の地域における協力者の人材確保方策の検討、活動プログラムの企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等を行う。

## (3) コーディネーターの配置

各小学校区に放課後対策事業の総合的な調整役を担うコーディネーターを配置し、放課後対策事業の円滑な実施を図るための調整を行う。

## (4) 放課後児童クラブの対象児童に対する配慮

放課後子どもプランの実施に当たり、放課後児童クラブの対象児童に対しては、現行水準と同様のサービスを提供し、サービスの質の向上及び適正な運営の確保を図る。

## Ⅲ 実施に当たっての考え方

### 1 様々な活動機会の提供

放課後対策事業では、体験活動や学習活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供を推進するものとする。その際にはコーディネーターをはじめ、放課後対策事業関係者の間において、十分な調整に努める。

### 2 地域が一体となった取組

地域で子どもを育てる取組に携わる関係者や保護者による意見交換の機会や、地域でどのように子どもを育てていくのかという共通理解の場をもち、これまで個々に活動していた取組を結び付け、そこに関わる地域の大人のネットワーク化に努める。

### 3 学校との連携

子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、学校関係者と放課後対策事業関係者との間で迅速な情報交換を行うなど、十分な連携に努める。

### 4 安全管理方策の充実

活動時、移動及び下校時における事故の予防対策、緊急時の連絡体制を確立し、子どもの実態、発達の段階、地域の特性や実情等に即した安全管理に努める。

### 5 広報活動方策の充実

道及び市町村は、広報誌やホームページ等の各種の広報媒体を通じ、住民に放課後子どもプランへの理解と協力が得られるよう、その意義や活動内容等の積極的な情報発信に努める。